

令和6年度

行政監査報告書
(公の施設の指定管理について)

令和6年8月

大津町監査委員

目 次

1	監査の種類	．．．．．	P 1
2	監査を執行した監査委員	．．．．．	P 1
3	監査のテーマ	．．．．．	P 1
4	監査の目的	．．．．．	P 1
5	監査の対象	．．．．．	P 1
6	監査の範囲	．．．．．	P 1
7	監査の期間	．．．．．	P 1
8	監査の着眼点	．．．．．	P 2
9	監査の実施内容	．．．．．	P 2
10	監査の結果	．．．．．	P 3～

1 監査の種類

行政監査（指定管理者監査）

※地方自治法第199条第2項及び第7項の規定による

2 監査を執行した監査委員

今村 昭彦 監査委員 佐藤 真二 監査委員

3 監査のテーマ

公の施設の指定管理について（地方自治法第244条の2第3項に係るもの）

4 監査の目的

指定管理者制度は、公の施設をノウハウのある民間事業者等に管理してもらう制度であり、地方自治法第244条の2に定められた公民連携の一つである。

指定管理者制度の導入に当り、大津町では『大津町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例（平成17年12月22日 条例第29号）』が制定されたところである。この条例に基づき指定された指定管理者が運営する施設について監査を実施する。

5 監査の対象

対象施設	指定管理者	所管課
大津町運動公園 ほか8施設	大津つなぐプロジェクト (5団体構成、代表者：(株)ルネサンス)	教育部 生涯学習課

6 監査の範囲

令和5年度に執行された公の施設の管理に係る事務の執行及び業務管理運営状況について

7 監査の期間

令和6年7月1日から令和6年7月11日まで

8 監査の着眼点

- (1) 初期の目標達成に向けて、取り組みの実現ができているか。
- (2) 利用者の視点に立ったサービスの提供はできているか。
 - ①利用者への情報提供・発信を行っているか
 - ②オンライン申請等のデジタル技術を活用したサービスや手続きが推進されているか。
 - ③住民・利用者の要望がその施設で直接住民等に顔を合わせるのは指定管理者であり、その要望は町と共有し適切に対応できているか。また、経費削減の優先によりサービスの低下が生じていないか。
- (3) 利用者に対する配慮は十分なものとなっているか
外国人、障がい者、高齢者、子ども、L G B Tなど、利用者の多様性を踏まえた配慮がされているか。
- (4) 利用者施設の設置目的の効果的な達成を目指した事業運営か。
 - ①提供するサービスの検証・分析やサービス向上に向けた取り組みが行われているか。
 - ②利用状況の向上に向けた取り組みが行われているか。
 - ③指定管理者の企画・アイディアを活かした魅力的な自主事業や地域向けのイベントによりスポーツ実施率・施設利用率は向上しているか。
- (5) 施設の管理・運営が適切に行われているか。
 - ①町と指定管理者との協定等に沿ったサービス及び業務管理が適切に提供されているか。
 - ②利用者の安全確保や町の事業、施策を踏まえた管理運営が適切に行われているか。
 - ③町と指定管理者との定期的な打合せ及びモニタリング等を実施した結果は以降の管理運営にどの様に反映されているか。
 - ④町直営と指定管理制度に移行した令和4年度以前と令和5年度の歳入の増減は認められるか。また、当該施設の使用料の減免に関する事務及び当該施設管理者から担当所管課への報告は適切に行われているか。(大津町運動公園限定)
 - ⑤町の運用指針に沿った指定管理者への対応がなされているか。

9 監査の実施内容

所管課及び指定管理者から必要な資料の提出を求め、資料確認や関係者ヒアリング、現地調査を行うとともに、その他必要と認めた監査手続きにより、大津町監査基準(令和2年大津町監査委員告示第1号)に準拠して慎重に監査を実施した。

10 監査の結果

(1) 結果の概要

本監査では、町民及び利用者ニーズに応える施設の管理・運営がなされているかという視点から、指定管理者の取り組みについて、所管課及び指定管理者に対するヒアリングと現場確認を基本として利用者の立場に立った多面的な検証を行った。

監査の結果、中核施設である大津町運動公園について、施設を活用した事業展開を行い、利用者サービスの向上に取り組んでいることを確認した。

収支決算の状況については、収支の均衡は保たれており、町が指定管理者に対する運営管理費として支出された指定管理料は、計画時の積算額と実績額に一部乖離が認められるものの、制度導入初年度であり事業着手の遅れや自然災害等（落雷被害）に起因するもので許容される範囲であり、妥当であることが認められた。

また、指定管理者としての財務管理・資金管理・人事管理等の執行状況は適切に行われており、監査した範囲内では、全体を通して特に指摘する事項はない。

一方で指定管理者制度導入に当たり、今後の課題や取り組むべき事項は以下による。

① 指定管理者選定時に提案された事業計画書の取り組みが、当初の提案趣旨に沿って計画的に行われていない面があり、所管課の確認が的確でない。特に、関係各所と連携した達成すべき目標値が町の振興総合計画後期基本計画を指すのか指定管理制度の成果としての目標かが曖昧であるため、所管課と指定管理者とのコミュニケーションをとり齟齬がないか検証していただきたい。

② 指定管理者制度は民間のノウハウを活かしつつ、利用者サービスの向上を図るとともに、行政の効率化等を図ることを目的とする制度であるが、所管課側の直営管理を踏襲する傾向が見え、民間ノウハウが十分に活用されていない。

一例をあげれば、施設を起因とする利用者の負傷や苦情・意見等の対応として、民間である指定管理者はスピード感をもって事案の処理を行おうと所管課と協議するが、結論を出すまでに時間を要するなど民間と役所との対応に差が認められた。

指定管理移行後は、所管課として指定管理制度の目的等を熟知したうえで指定管理者の取り組みや努力・工夫によって生み出される成果が十分発揮できるようスピード感をもって対応していただきたい。

③ 指定管理制度移行に関し、その成果検証として4階層におけるモニタリングを行うこととされているが、監査時点ではそのうち外部モニタリングは実施されておらず、直営管理と指定管理移行後の成果検証の取り組みを早急に進めていただきたい。

④ 施設管理利用の減免規定及び利用時間形態の見直しなど、指定管理者から要望が出されている。

所管課として収入の捕捉に当たり、町直営の『使用料』制度から指定管理者徴収の『利用料』制度に移行し、使用料と利用料の相違の法的性格が公法上の債権から私法上の債権に変わったにもかかわらず、基本協定書及び仕様書において、減免規定及び利用時間形態の変更等に対して公権力の行使としての『町長の許可・承認』等の文言が挿入されている。

公の施設の利用を住民の利用に供するうえで減免規定等が重要な事項であることから、公益的判断からの措置として基本協定書及び仕様書に減免基準等の制限がかけられていると思われるが、制限規定を置くことは公法的に義務付けられないことから基本協定書等に条例・規則等を遵守する旨を明記し私法的に担保することが妥当であり、減免規定等の取扱について検討いただきたい。

⑤ 施設の経年劣化で、今後、大規模・中規模修繕が見込まれる。基本協定書（別表）でリスク分担表の規定はあるものの、施設の大規模修繕等に係る損失補償（休業補償）の規定がないことから将来の対応に懸念が生じないよう、町と指定管理者との責任分担等について検討いただきたい。

⑥ 公の施設の指定管理が定着するにつれ、所管課の担当職員にとって公の施設の管理業務が見えにくくなり、当事者意識の希薄化が生じてくることも予想される。指定管理者に期待したレベルの業務を行わせるには、所管課外の町の職員を含め業務の要求水準や内容を十分理解したうえで、指定管理者と日々十分なコミュニケーションを取っていただきたい。

⑦ 年度末のフィットネスイベントを実施する際に、一般参加者は有料としているものの、職員に対しては『特別に』無料で案内をしている事案があった。結果として職員の参加は無かったとのことだが、公務員の公正な職務の遂行に対して疑惑や不信を招くものである。案内があった際に役場側でそれに気付けなかったことも問題であり、町職員も国家公務員同様に倫理規定を作る必要があるのではないか。検討いただきたい。

(参考)

○「大津町運動公園ほか8施設」の内訳

- ・大津町運動公園
- ・杉水公園
- ・高尾野公園
- ・昭和園テニスコート
- ・大津町山村広場
- ・大津町町民グラウンド
- ・大津町武道館
- ・大津町町民テニスコート
- ・大津町菊阿体育館

○「大津つなぐプロジェクト」構成団体

代表者	東京都墨田区両国二丁目 10 番 14 号 株式会社ルネサンス 代表取締役社長執行役員 岡本 利治
構成団体	熊本県菊池郡大津町大字森 1000 番地 大津町運動公園内 NPO法人クラブおおづ 理事長 江原 梅夫
〃	熊本県熊本市中央区神水二丁目 10 番 10 号 一般社団法人ロアッソ熊本スポーツクラブ 代表理事 宮崎 幹士
〃	熊本県菊池郡大津町大字室 686 番地 1 株式会社グッドスタッフ 代表取締役 日野 源男
〃	東京都中央区日本橋人形町二丁目 33 番 8 号 東洋グリーン株式会社 代表取締役社長 笹倉 正司